

第1章 総論

第1節 第2次計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

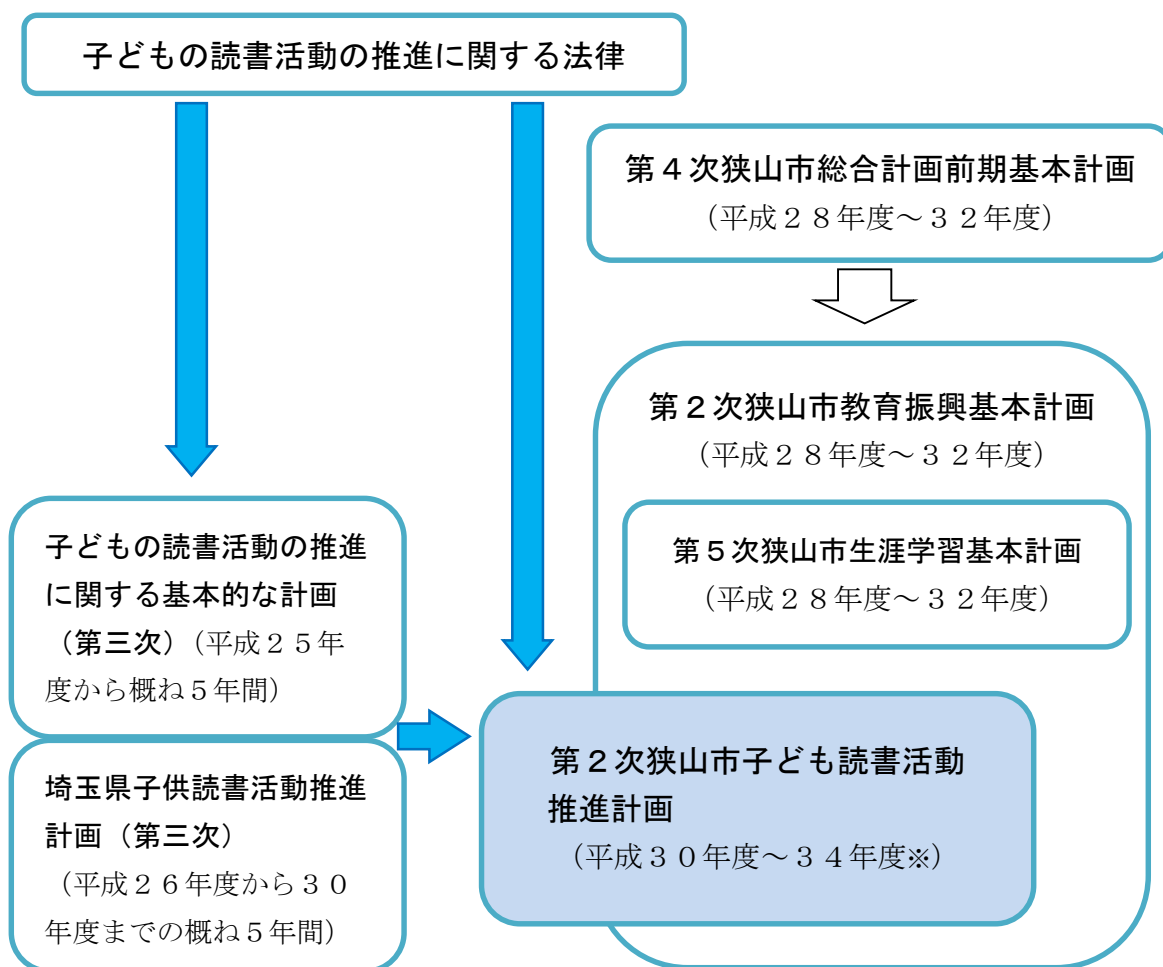
しかしながら、少子・高齢化、高度情報化、グローバル化、価値観やライフスタイルの多様化など、社会状況はめまぐるしく変化しており、子どもたちを取り巻く環境もまた大きく変化しています。特に、インターネットやスマートフォンなど新たなメディアの発達・普及を背景として、「読書離れ」が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、国では、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、以降改定を重ね、現在は第三次の計画となっています。また、埼玉県においても、平成16年に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定し、現在は第三次計画のもとに、子どもの読書活動を推進しています。

狭山市では、平成25年度に「狭山市子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な取り組みをとおして子どもの読書活動を推進してまいりましたが、計画期間が平成29年度をもって満了となることから、平成30年度を初年度とする「第2次狭山市子ども読書活動推進計画」を策定することにより、引き続き子どもの読書活動を推進しようとするものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、第4次狭山市総合計画前期基本計画及び第2次狭山市教育振興基本計画を上位計画とし、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づく計画として、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「埼玉県子供読書活動推進計画」を参酌して策定したものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から34年度*までの5年間とします。なお、社会情勢などの変化に応じて、必要な見直しを行うものとします。

4. 計画の対象

本計画は、概ね18歳以下の子どもと子どもの読書活動に関わる大人を対象とします。

* 平成31年5月に改元が予定されているが、新元号が定められていないため、現在の元号で表記している。